

決 裁 者	担任確認印	教 務 係

公認欠席願（届）

津山工業高等専門学校長 殿

_____工学科 _____年 _____組
(出席番号) _____番 (氏名) _____。

1. 事由

事由	公認の可否の判断（条件）	決裁者
(1)	学科長（系長）の承認を受けて、就職試験を受ける場合	学科長（系長）or 担任
(2)	学科長（系長）の承認を受けて、大学の編入学試験又は高専専攻科の入学試験を受ける場合	学科長（系長）or 担任
(3)	学生主事の承認を受けて、課外活動に依る公式行事に、学校代表として参加する場合	学生主事
	課外活動において「高体連、高野連、高専機構主催のもの」	指導教員
(4)	学生の居住区で警報等が発令され、学校に来ることが困難であると教務主事が認める場合	教務主事
(5)	通学に平常利用している交通機関等の事故のため、正常な出席が不可能な状況である場合。	担任
(6)	準学則（昭和38年規則第2号）第15条に規定する忌引の場合。（父母7日、祖父母・兄弟姉妹3日、伯叔父母1日）	担任
(7)	学校保健法（昭和33年法律第56号）第12条の規定により出席を停止させる場合。	担任
(8)	その他、教務主事又は学生主事が、上記各号と同等に取り扱うことが適当であると認める場合。	教務主事 or 学生主事

2. 欠席の期間

令和_____年 _____月 _____日（_____曜日） 第_____時間目 から

令和_____年 _____月 _____日（_____曜日） 第_____時間目 まで

(注)

- (1) 申請する「公認欠席」の事由の番号に○をつけること
- (2) この届は「公認欠席」が認められた場合に、決裁者の印もしくはサインを受け、その後担任の確認印もしくはサインを受けた後、教務係に本人が提出すること
- (3) この届が認められたときは、「公認欠課届」を該当の全教科の担当教員に、本人がそれぞれ提出すること